

## [復興のポイントⅤ] 安全・安心な生産・供給体制の整備

### 1) 養殖業

#### ①ホタテガイの貝毒における対応方針及び海域区分の見直し

平成25年に、気仙沼湾において、平成元年以来となるホタテガイのまひ性貝毒が発生し、断続的に4月下旬から12月上旬の約8ヶ月間出荷出来なくなりました。また、一時的に規制が解除された9月上旬には、横浜市の収去検査で気仙沼湾産ホタテガイから基準値を超えるまひ性貝毒が検出されたことから、貝毒対策の見直しを行うこととしました。

県では県漁協と協議の上、貝毒の取扱を定め、まひ性貝毒の毒化ホタテガイの処理加工を可能とする新たな仕組みの構築や毒化したホタテガイの海域区分を見直し、ホタテガイの毒化監視体制を一層強化しました。

### 2) 流通加工

#### ①水産物の放射能対策

一般食品に含まれる放射性セシウムの基準値100ベクレル/kgを超える水産物が市場に流通することがないように、水産技術総合センターでのゲルマニウム半導体検出器による精密検査と魚市場等での簡易放射能測定装置によるスクリーニング検査を継続し、イシガレイ、アイナメ、ヒラメ、ヒガンフグの4種類の出荷制限等を解除したほか、内水面のアユについては、阿武隈水系のうち白石川での出荷制限を解除しました。

県内の主要な5魚市場（石巻、塩釜、気仙沼、女川、南三陸）他に水揚げされる水産物の安全性を確認するため、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査2,056件、簡易放射能測定装置による検査8,316件を実施しました。

また、県調査指導船を活用し放射能検体用サンプルを定期的に採取し、継続的な検査を行ったほか、市場仲買人等に検査結果を情報提供することにより、円滑な取引の確保に貢献しました。検査結果はホームページなどで公表し、県内水産物の安全性を県内外はもとより海外にもアピールしました。

主な事業		
課名	事業費（千円） [決算額]	事業名
水産業振興課	16,933	県単独試験研究費（再掲） 水産物安全確保対策事業 水産物放射能対策事業

※過年度繰越しがある場合は過年度繰越しを含む金額を記載しています。

— 主な取組 —

## ○ホタテガイの貝毒における対応方針及び海域区分の見直し

(関連事業：有用貝類毒化監視対策事業)

### 1 まひ性貝毒の大発生と貝毒検査の強化

平成25年に、気仙沼湾において、平成元年以来となるホタテガイのまひ性貝毒が発生し、断続的に4月下旬から12月上旬の約8ヶ月間出荷できなくなりました。また、一時的に規制が解除された9月上旬には、横浜市の収去検査で気仙沼湾産ホタテガイから基準値を超えるまひ性貝毒が検出されたことから、貝毒対策の見直しを行うこととしました。震災により海洋環境が大きく変わるなか、県では宮城県漁業協同組合と協力し、ホタテガイの貝毒検査体制を充実させ、県産ホタテガイの安全管理の強化に努めています。

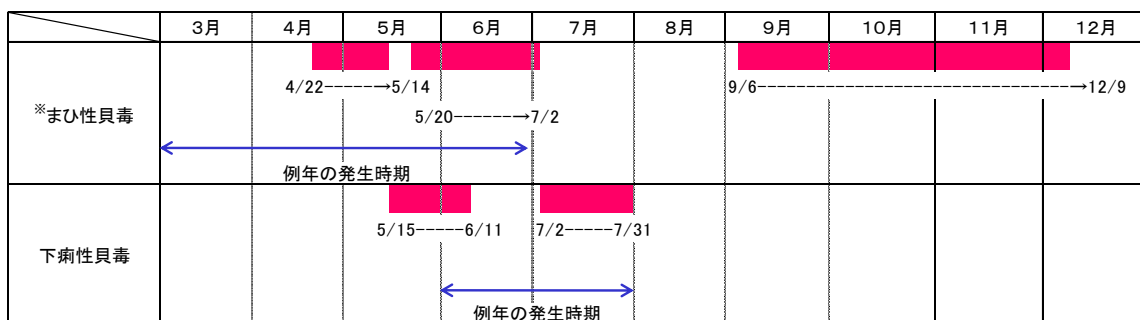


図 気仙沼湾海域の平成25年ホタテガイ出荷自主規制・出荷自粛状況

※気仙沼湾におけるまひ性貝毒による出荷自主規制は平成元年以来、下痢性貝毒による出荷自主規制は平成11年以來となる。

### 2 まひ性貝毒で毒化したホタテガイの処理加工

ホタテガイでは毒性分が主に中腸腺に蓄積することから、中腸腺を除去し、製品（貝柱）の安全性を確認すれば出荷が可能です。

今回、気仙沼湾でのまひ性貝毒による長期の出荷自主規制により、生産者及び加工業者から、まひ性貝毒で毒化したホタテガイの処理加工を可能とする仕組みの構築が求められました。県では県漁協と協議の上、貝毒の取り扱いを定めた新たな仕組みを構築しました。その結果、平成26年3月末で、県内5加工場でまひ性貝毒の毒化ホタテガイの処理加工が可能となりました。

なお、下痢性貝毒については以前より処理加工の仕組みがあり、現在21加工場で毒化ホタテガイの処理加工が可能です。

### 3 毒化したホタテガイの海域区分の見直し

従前、毒化したホタテガイは、国が定めた7つの海域区分に従い貝毒の発生状況、出荷規制等を監視してきました。しかし、今までの調査結果から気仙沼湾と唐桑半島東部の海域は、貝毒の毒化傾向や環境条件が異なることが明らかになり、別の海域区分として貝毒の管理を行っても十分に安全性を確保できることがわかったため、国に海域区分の見直しを要望しました。その結果、国では県の判断により海域区分が行えるよう通達の改正を行いました。これを受け、県はホタテガイの海域区分を従来の7海域から8海域に変更するとともに、貝毒原因プランクトンの調査を周年行う等、ホタテガイの毒化監視体制を一層強化しました。

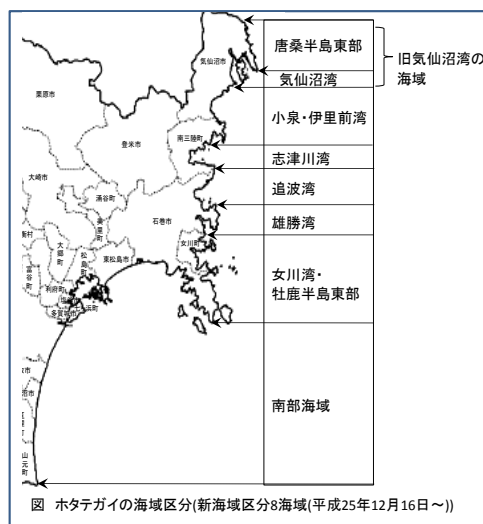


図 ホタテガイの海域区分(新海域区分8海域(平成25年12月16日～))

(水産業基盤整備課)

－主な取組－

## ○水産物における放射能対策について

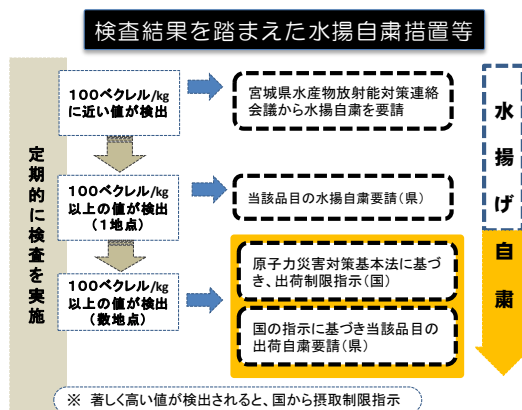
(関連事業：水産物安全確保対策事業)

### 1 新基準値の設定

国では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、安全性の確保を図ってきましたが、より一層の安全性の確保と長期的な観点での対策が必要として、平成24年4月から500ベクレル/kgとしてきた規制値を100ベクレル/kgとして新たな基準値を設定しました。

### 2 新基準値に対する県の対応

100ベクレル/kgを超える水産物を市場に流通させないための検査体制・管理体制を構築し、安全・安心な本県産水産物を消費者に供給することが不可欠であることから、県では、平成24年3月23日から漁業団体、流通加工団体など水産関係団体（23団体）が一堂に会する「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設立し、調査体制を強化するとともに100ベクレル/kg未満の値でも出荷自粛・操業自粛の是非を検討するなど、本県水産物の安全性確保に努めています。



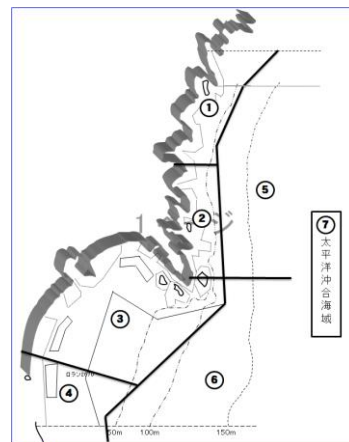
### 3 検査体制の強化

本県海域を7つに区分し、本県の主要水産物などを対象とした検査計画に基づき、ゲルマニウム半導体検出器（水産技術総合センター）、簡易測定器（魚市場等に貸与）により毎週検査を実施し、ゲルマニウム半導体検出器により2,056検体、簡易測定器により8,316検体を検査した結果、イシガレイ、アイナメ、ヒラメ、ヒガンフグ、アユ（白幡堰堤より上流の白石川）の5魚種について規制解除を図ることができました。

規制解除後も引き続き検査を実施し、本県水産物の安全性や信頼性の確保に努めています。



水産技術総合センターに設置されたゲルマニウム半導体検出器（精密検査用）



(水産業振興課)